

矢板市ファミリーサポートセンター ～地域の人に頼ろう～

ファミリーサポートセンターは、地域全体で子育て家庭をサポートすることを目的として設置されました。会員登録による組織化を図り、お互いに助け合いながら育児支援を行う有償のボランティアです。

矢板市では平成21年度から取り組んでいます。自分の空いている時間を使って、子育てのサポートをしてみませんか？参加をお待ちしています。

◆平成25年度に行った主な活動

- 5月 ファミサポだより9号発行
第9回講習会（24人参加）
*子どもの健康管理などについて
- 6月 第13回会員交流会（29人参加）
*スコーン作り
- 7月 第6回スキルアップ研修会（6人参加）
*「普通救命講習Ⅰ」再講習会
- 10月 第14回会員交流会（14人参加）
*押花でレースペーパーティマット
コースター作り
ファミサポだより10号発行
- 12月 第15回交流会（29人参加）
*石下有美先生のクリスマスコンサート

◆平成25年度支援活動状況

4～6月	7～9月	10～12月	計
76件	53件	105件	234件



事前打ち合わせの様子



支援活動中の様子



第13回交流会(スコーン作り)



第14回交流会(押花)



第15回交流会(クリスマスコンサート)

問い合わせ／社会福祉協議会(きずな館) ☎(44)3000

1月31日現在の
会員数

提供会員	89人	依頼会員	145人	両方会員	23人	合計	257人
------	-----	------	------	------	-----	----	------

4月1日から防災行政無線の運用を開始します

平成25年度から電波調査を含めた試験運用を行っていましたが、整備工事が完了しましたので、平成26年度から本格的に運用を開始します。なお、12時と18時の定時報については引き続き実施します。

この運用開始に合わせ、全国瞬時警報システム(J-アラート)*を通じて国から伝達される緊急情報に関する放送を開始します。

また、全国瞬時警報システムから放送される内容は、矢板市メール配信サービス登録者に対しては同時にメール配信されます。

放送内容は電話(43-5151)で確認することができますのでご利用ください。

全国瞬時警報システム(J-アラート)…弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国から送信し、住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム



問い合わせ／総務課 防災管財班 ☎(43)1113

水道料金・下水道使用料の消費税改正について

4月1日から水道料金等に係る消費税率が5%から8%に引き上げられます。

○水道料金(1ヵ月分)

口径	基本料金(税抜)	従量料金(税抜)	基本料金 (旧税率5%)	従量料金 (旧税率5%)	基本料金 (新税率8%)	従量料金 (新税率8%)
13mm	1,400円	10m ³ を超える分 1m ³ につき 150円	1,470円	10m ³ を超える分 1m ³ につき 157.5円	1,512円	10m ³ を超える分 1m ³ につき 162.0円
20mm	2,200円		2,310円		2,376円	
25mm	3,600円	1m ³ につき 150円	3,780円	1m ³ につき 157.5円	3,888円	1m ³ につき 162.0円
30mm	5,300円		5,565円		5,724円	

※水道料金の支払金額は、基本料金と従量料金を合算した額に消費税率を乗じて得た額となります。(計算の結果10円未満の端数が出た場合は、切り捨てとなります。)

※上記以外の口径の水道料金及び水道加入金については、ホームページでご確認ください。

○下水道使用料(1ヵ月分)

汚水量	税抜	旧税率(5%)	新税率(8%)
10m ³ まで(基本使用料)	1,200円	1,260.0円	1,296.0円
10m ³ を超え20m ³ まで	1m ³ につき130円	1m ³ につき136.5円	1m ³ につき140.4円
20m ³ を超え30m ³ まで	1m ³ につき140円	1m ³ につき147.0円	1m ³ につき151.2円
30m ³ を超え50m ³ まで	1m ³ につき150円	1m ³ につき157.5円	1m ³ につき162.0円
50m ³ を超え100m ³ まで	1m ³ につき170円	1m ³ につき178.5円	1m ³ につき183.6円
100m ³ を超えるもの	1m ³ につき180円	1m ³ につき189.0円	1m ³ につき194.4円

※下水道使用料の支払金額は、基本使用料と超過使用料を合算した額に消費税率を乗じて得た額となります。(計算の結果10円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。)

※農業集落排水、クリーン矢板排水についても使用料は同じとなります。

【水道料金、下水道使用料の経過措置について】

- ① 4月1日前から継続して水道(下水道)を使用していて、4月30日までの間に初めて料金の支払金額が確定するものについては、旧税率(5%)が適用されます。
- ② 4月1日前から継続して水道(下水道)を使用していて、4月30日後に初めて料金の支払金額が確定するものについては、以下により算出した部分について旧税率(5%)が適用されます。

$$\text{経過措置対象部分} = \frac{\text{4月1日以後初めて支払う金額}}{\text{前回検針日から4月30日までの期間の月数}} \times \frac{\text{前回検針日から4月1日以後初めての検針日までの期間の月数}}{\text{前回検針日から4月30日までの期間の月数}}$$

※月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

- 4月1日前から水道(下水道)を使用をしていて、4月1日以後初めての検針が、4月検針の方は、①により旧税率が適用されます。5月以降の検針の方は、②により消費税額が算出されます。
- 4月1日以降に水道(下水道)の使用を開始された方は、8%税率で消費税額が算出されます。

問い合わせ/上下水道事務所 ☎(44)1511

HP <http://www.city.yaita.tochigi.jp>

上下水道事務所からのお知らせ

水道メーター器交換の実施

計量法に基づく検定期間が満了となる水道メーター器を交換します。交換対象のお宅には検針員を通じて事前にお知らせし、交換作業は「メーター交換」の腕章をつけた矢板市指定水道工事業者が行います。なお交換作業中は断水となりますが、ご協力をお願いします。

また、交換に際して立会いは不要ですが、宅地内へ立ち入りますのでご了承ください。交換費用は無料です。

交換期間/

水道料金偶数月納付の方
4月16日(水)~11月10日(月)

水道料金奇数月納付の方
5月16日(金)~12月10日(水)

問い合わせ/矢板市上下水道事務所

☎(44)1511

矢板市上下水道料金お客様センター

☎(40)0373

軽自動車、バイク、トラクターなどの廃車、変更手続きはお済みですか？

手続きは、4月1日(火)までに

軽自動車税は、毎年4月1日に登録されている車両に課税されます。使えなくなったり、譲ったりして車両はないのに、廃車や名義変更などの手続きを

忘れていませんか。4月1日までに手続きしないと、平成26年度軽自動車税が課税になります。忘れず、お早めに手続きしてください。

車の種類	問い合わせ
原動機付自転車 (125cc以下のバイクなど)	矢板市税務課 ☎(43)1115 ※廃車手続きには、所有者の印鑑とナンバープレートが必要です。(ナンバープレートを紛失した場合は、弁償代として200円かかります。)
小型特殊自動車 (コンバイン、トラクターなど)	
2輪の軽自動車・小型自動車 (125ccを超えるバイクなど)	関東運輸局栃木運輸支局 ☎050(5540)2019 ※アナウンスが流れます 宇都宮市八千代1-14-8
4輪の軽自動車	軽自動車検査協会栃木事務所 ☎028(645)5161 宇都宮市西川田本町1-2-37

お買い物・ご用命は矢板市内で!

つじの郷 矢板

被災者生活再建支援金の申請期間延長について

東日本大震災により、居住する住宅に大きな被害を受けられた方に交付される支援金の申請について、国の支援金の締切が延長となりました。まだ手続きがお済みでない方は申請期間内に手続きをお願いします。

対象となる世帯／

- ・住宅が「全壊」または「大規模半壊」のり災証明を受けた世帯
- ・住宅に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯

国の支援金制度申請締切り

平成27年 4月10日

※詳細についてはお問い合わせください。

申請・問い合わせ／

都市建設課 ☎(43)6212

重度障がい者、高齢者の方へ 平成26年度分 福祉タクシー券交付申請受付開始

3月18日(火)から ※土・日・祝日を除く

受付時間／8:30～17:15

対象者／市内在住で次のいずれかに当てはまる方

- ①身体障害者手帳の等級が1級または2級の方、3級で下肢または体幹の機能障がいがある方
- ②療育手帳の等級がA1またはA2の方
- ③精神障害者手帳の等級が1級または2級の方
- ④85歳以上の方
- ⑤80歳以上85歳未満で世帯全員が市民税非課税の方

助成額／タクシー利用1回につき基本料金分

利用回数限度(年間)／

障がい者の方は48回分(月4回分で計算)

高齢者の方は24回分(月2回分で計算)

必要なもの／

障がい者の方は「手帳」と「印鑑」

高齢者の方は「身分証明書(保険証・運転免許証等)」と「印鑑」

※代理申請の場合は代理の方の印鑑も必要です。

申請・問い合わせ／福祉高齢課 ☎(43)1116

FAX(43)5404

野良猫にエサを与えている方へ



野良猫を見かけて、「お腹空いていないかな?」と思いやる優しい気持ちはとても大切です。

しかし、エサだけを与える行為は優しい気持ちとは逆に、次のとおり、多くの命を不幸にするほか、ご近所に迷惑をかけているかもしれません。

1. 不妊手術をしていない猫が外で生活し、妊娠すると年間8匹程度の子猫を出産するとわれ、その子猫達の多くは餓死や交通事故のほか、猫同士のケンカや病気などで亡くなっています。
2. 増えてしまった猫のフンや鳴き声などによりご近所に迷惑をかけ、近隣トラブルにつながるケースが多くなっています。

なお、野良猫にエサを与える方は、一般的に飼い主とみなされます。

エサを与えている猫・その猫から生まれる多くの子猫のことを十分に考え、責任ある行動を心掛けてください。

○人と動物が安全で快適な生活を送ることができるようご協力お願いいたします。

※平成26年度より、狂犬病予防集合注射は春季のみの実施になります(秋季は実施しません)。日時、場所などは4月号の広報やいたにてお知らせします。

問い合わせ／生活環境課 ☎(43)6755

4月は固定資産税縦覧期間です 4月1日(火)～30日(水)

(1)土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧【期間中のみ縦覧できます。無料】

固定資産税納税者は、「自己の土地または家屋の価格」のほか、「市内のほかの土地または家屋の価格」が確認できます。

縦覧期間	4月1日(火)～30日(水) 8:30～17:15(土・日・祝日を除く)		
縦覧場所	市役所 税務課(本館2階)		
縦覧できる方	縦覧できる方	縦覧できる帳簿	縦覧に必要なもの
	固定資産税納税者 納税管理人 納税者と同居の親族	・固定資産税(土地)の納税者 →土地価格等縦覧帳簿	・納税者の納税通知書または課税明細書 ・縦覧者の本人確認の書類(運転免許証・健康保険証等)
縦覧できる帳簿	縦覧に必要なもの	・固定資産税(家屋)の納税者 →家屋価格等縦覧帳簿	・納税者の納税通知書または課税明細書 ・代理人の本人確認の書類(運転免許証・健康保険証等) ・委任状
納税者の代理人			
縦覧手数料	無料(帳簿のコピーはいたしません)		

(2)固定資産課税台帳の閲覧【上記縦覧期間中のみ無料】

閲覧期間	通年 8:30～17:15(土・日・祝日を除く)			
閲覧場所	市役所 税務課(本館2階)			
閲覧帳簿	固定資産課税台帳(記載事項:縦覧帳簿に記載された事項、課税標準額※1など)			
閲覧できる方	閲覧できる方	閲覧できる帳簿	閲覧に必要なもの	
	①固定資産税の納税義務者	納税者	当該納税義務に係る固定資産	・納税者の納税通知書または課税明細書・本人確認の書類(運転免許証・健康保険証等) ・本人確認の書類(運転免許証・健康保険証等)
		免税点未満の所有者 ※2		
	②借地人	借地権、その他の使用、または収益を目的とする権利(対価の支払い有り)を有する方	当該権利の目的である土地	・賃貸借契約書の原本 ・本人確認の書類(運転免許証・健康保険証等)
	③借家人	借地権、その他の使用、または収益を目的とする権利(対価の支払い有り)を有する方	当該権利の目的である家屋と、その敷地である土地	
④固定資産の処分をする権利を有する一方の方	当該権利の目的である資産	当該権利の目的である資産	お問い合わせください	
①～④の代理人		委任された固定資産	・上記の①～④に該当する書類 ・委任状 ・代理人の本人確認の書類(運転免許証・健康保険証等)	
閲覧手数料	縦覧期間中は無料。通常は有料。			

※1 土地や家屋の評価額に、(該当すれば)特例措置などを加味したもの。これに税率を掛けたものが税額となります。
※2 市内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円に満たない場合、固定資産税は課税されません。

(3)固定資産税課税台帳の記載事項の証明書交付【有料】

受付日	通年 8:30～17:15(土・日・祝日を除く)		
申請できる方	申請できる方	証明事項	申請に必要なもの
	(2)の表「閲覧できる方」参照	固定資産税課税台帳に記載されている事項(裁判用は課税標準額を省きます)	(2)の表「閲覧に必要なもの」参照
証明事項申請に必要なもの	民事訴訟費用等に関する法律の「訴え・控訴・上告の提起」などの申し立てをする方		申し立てに使用する書類(原本)と本人確認の書類(運転免許証・健康保険証等)
証明手数料	土地(家屋)が5筆(5棟)まで200円、それ以上は1筆(1棟)ごとに40円ずつ加算		

問い合わせ／税務課 ☎(43)1115

データ放送をご利用ください

とちぎテレビにチャンネルを合わせ、1～2分してからリモコンの「dボタン」を押してください。データ放送画面になり、防災・防犯情報や市からののお知らせなど、広報やいたに掲載されている情報をご覧になることができます。

データ放送は、地上デジタル放送が見られるご家庭なら、どなたでも市の情報を入手することができます。新たな情報の確認、広報紙に掲載してあった情報の確認など、ぜひご利用ください。

◆ご覧いただける情報

- 防災・防犯情報 災害などの情報です。
- 矢板市からののお知らせ 市政情報などです。
- 観光・イベント情報 市内の観光・イベント情報のほか県内でデータ放送を実施している他の市町のイベント情報です。
- 子育て情報 健診や育児教室など、子育てに関する情報です。
- 緊急災害情報 ※平常時は表示されません。緊急時には、災害などの情報を掲載します。

◆データ放送の視聴方法

まずは、テレビのチャンネルを「とちぎテレビ」に合わせてください。



①リモコンの「dボタン」を押します。



②左のようなデータ放送の画面になります。

③リモコンの「▼▲」ボタンで見たい情報に枠を移動させ「決定」ボタンを押します。枠が青色になるので、移動がわかります。(左図の場合は、「矢板市からののお知らせ」を選択しています)



④左のような画面に切り替わり、掲載されている情報の一覧が表示されます。

⑤「▼▲」ボタンで知りたい情報を選び「決定」ボタンを押します。項目移動中、下にその記事の内容の一部が表示されますので、ご参照ください。(左図の場合は、「国民健康保険証更新のお知らせ」を選択しています)

⑥左のような情報の詳細が表示されます。

⑦「決定」または「戻る」ボタンを押すと前の画面に戻ります。

⑧データ放送を終了したい場合は「dボタン」を押してください。

問い合わせ／総合政策課 秘書政策班 ☎(43)1112

お買い物・ご用命は矢板市内で!

つぎの郷 矢板

矢板市施設管理公社からののお知らせ

～4月から受付場所の変更 勤労青少年ホーム窓口へ～

施設管理公社事務所の勤労青少年ホームへの移転にともない、4月から次の手続きの受付場所が変更になります。

・長峰墓苑に係る各種申請等（使用許可申請や墓苑工事施工届など）

・市営駐車場定期利用随時受け付けの申請

問い合わせ／(一財) 矢板市施設管理公社

☎(43)4620

募集 老人給食ボランティア

老人給食ボランティアは、ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯でおおむね65歳以上の方に手づくりの給食サービスを行っています。

調理ボランティア

・ひとり暮らしのお年寄り、高齢者のみの世帯の方にお弁当をお届けするための調理をします。

(月に1回程度 9:00～13:00)

配送ボランティア

・ボランティアが作ったお弁当をお届けします。

(月に1回程度 11:00～12:00)

申込・問い合わせ／(社福) 矢板市社会福祉協議会

☎(44)3000

募集 トレセンピラティス教室(前期)開催

呼吸を意識しながら体幹をトレーニングします。体力に自信のない方でも安心して参加できます。

期 間／4月8日～7月29日

毎週火曜日 計15回

時 間／10:30～12:00

場 所／農業者トレーニングセンター (片岡)

講 師／藤田明湖先生

参 加 費／1,000円 (前期15回分)

必要な物／ヨガマット、タオル、飲み物

募集人数／25人

申込方法／3月21日(金)～31日(月)の間に、本人が窓口へ直接お申し込みください。

受付時間／9:00～19:00

ただし、火曜日は17:00まで

申込・問い合わせ／農業者トレーニングセンター

☎(48)0680

募集 矢板市都市計画審議会委員

都市計画法第77条の2の規定に基づき、都市計画に関する事項を調査審議するための「都市計画審議会委員」を公募いたします。

応募資格／市内にお住まいの20歳以上の方
応募定員／3人程度

※応募者多数の場合、選考のうえ決定しますので、ご了承ください。

任 期／2年 (平成26年4月から平成28年3月)

開催回数／年1回程度

応募方法／住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記の上、申し込んでください。用紙は市公式ホームページからダウンロードできます。

応募期間／3月3日(月)～20日(木)まで
そのほか／報酬や交通費などの支給はありません。

申込・問い合わせ／

〒329-2192 矢板市本町5番4号

矢板市役所都市建設課市街地整備班

☎(43)6213

HP <http://www.city.yaita.tochigi.jp>

募集 シルバー人材センター平成26年度会員

資格／60歳以上の健康で働く意欲のある方

内容／植木の手入れ、除草、草刈り、清掃、網戸・ふすま・障子張り、大工仕事、塗装、あて名書きなど仕事の内容に応じて配分金(手間賃)が支払われます。

会費／年2,000円 (互助会費を含む)

入会説明会／毎月実施。

直近の3ヵ月は次の通りです。

3月20日(木)

4月24日(木)

5月29日(木)

いずれも14:00～15:30

※出席を希望する方は事前にご連絡ください

問い合わせ／

市シルバー人材センター

☎(43)6660



守ろう!わたしたちの国民健康保険

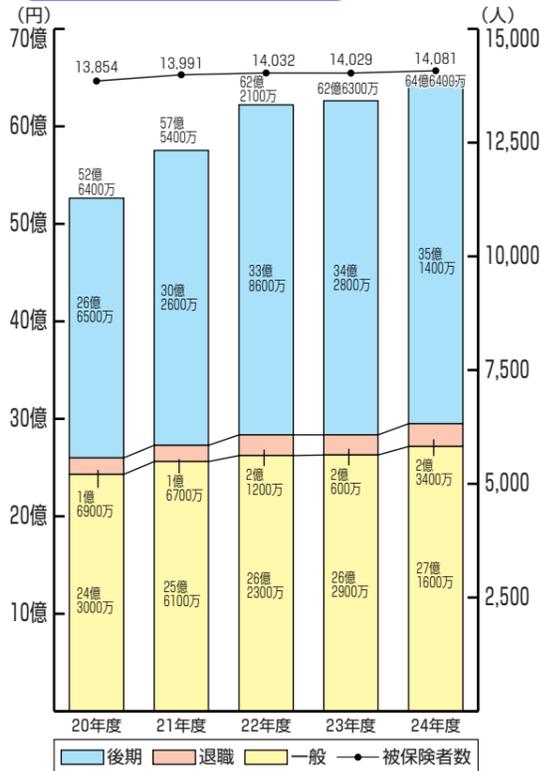
問い合わせ/健康増進課 ☎(43)1118

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心してお医者さんにかかるよう、加入者がみなでお金(国民健康保険税)を出し合い支え合う制度です。
しかし、わが国における急速な高齢化と疾病構造の変化により、国民健康保険の事業運営はますます厳しいものとなっています。
この制度を子どもや孫たちの代にもずっと残していけるように、大切に、上手につきあっていきましょう。

矢板市の医療費の状況

医療費の推移

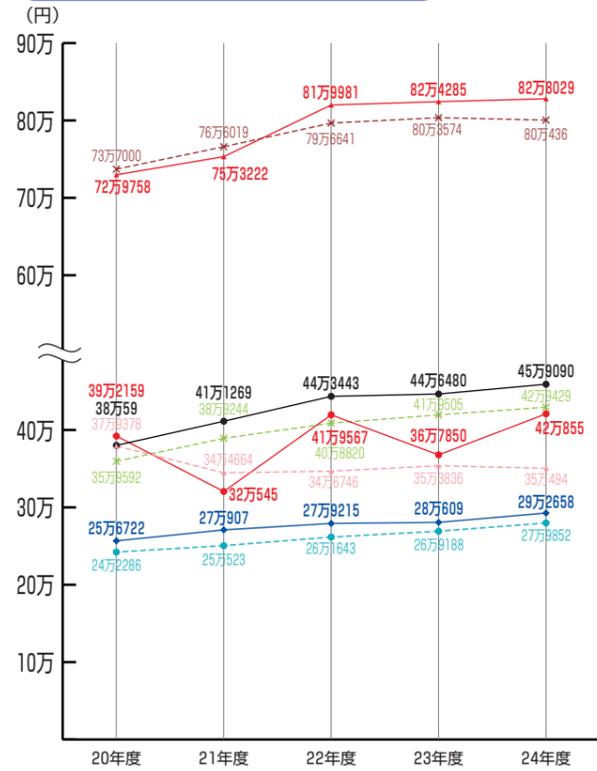
平成20年度～平成24年度事業年報より



後期(高齢者) = 75歳以上の方および一定以上の障がいのある65歳以上の方。
退職 = 会社や役所などを退職し、年金を受けられる65歳未満の方とその被扶養者は、退職医療制度による医療を受ける被保険者となります。
一般 = 後期医療・国保退職に該当する方を除く国民健康保険被保険者。

1人あたり医療費の推移

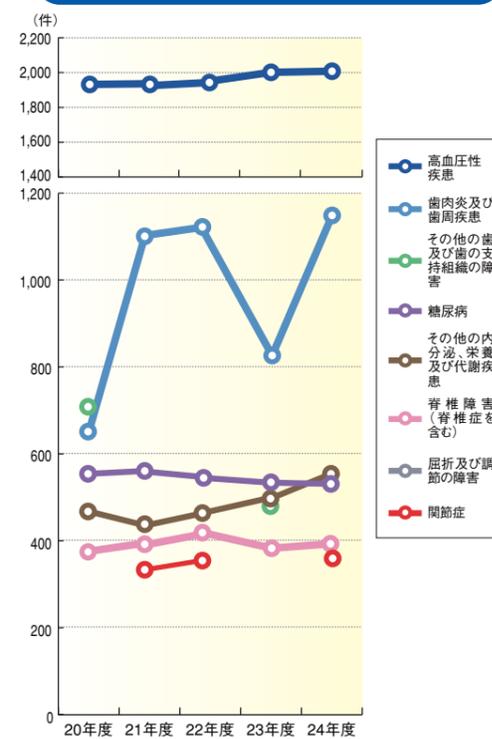
平成20年度～平成24年度事業年報より



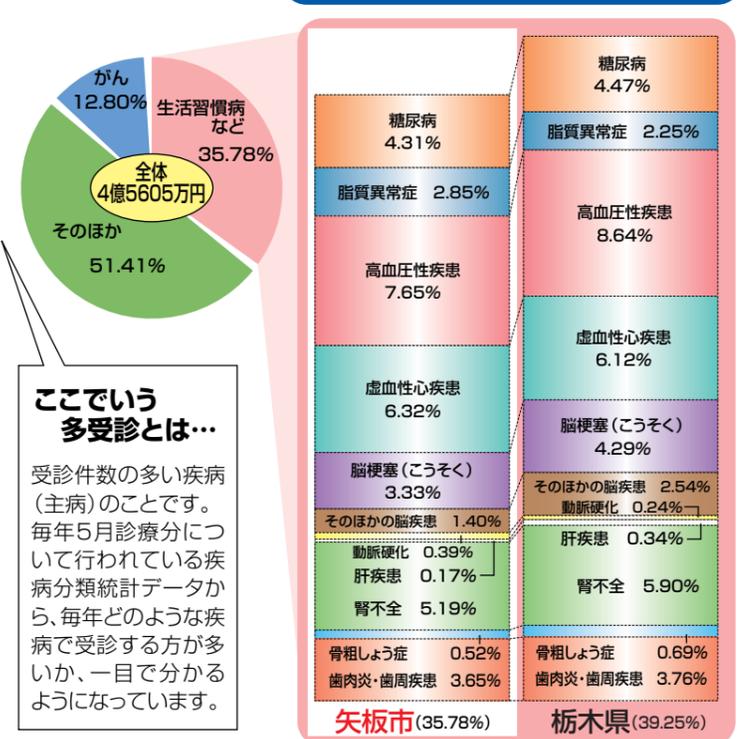
● 一般(矢板市) ● 退職(矢板市) ● 後期(矢板市) ● 総数(矢板市)
● 一般(栃木県) ● 退職(栃木県) ● 後期(栃木県) ● 総数(栃木県)

多受診疾病上位6位の推移

平成20年度～平成24年度疾病分類統計表より



生活習慣病等が占める費用額の割合



ここでいう多受診とは…
受診件数の多い疾病(主病)のことです。毎年5月診療分について行われている疾病分類統計データから、毎年どのような疾病で受診する方が多いか、一目で分かるようになっています。

★生活習慣病を予防・改善しましょう!

疾病全体に占める割合が最も大きいのは生活習慣病。費用全体の1/3を占めています。生活習慣病の予防・改善は、健康のためにはもちろん重要ですが、健康に対する取り組みによって病院等にかかることが少なくなれば、国保財政の健全化にもつながります。

◎生活習慣病の予防・改善のために、次のことを心掛けましょう

<p>定期的な運動を。 特に有酸素運動は、脂肪を燃焼させ、血糖値を下げる効果があります。</p>	<p>血糖値を抑える食べ方 ・ご飯よりも野菜を先に食べる ・良く噛んで食べる</p>	<p>高血圧予防には減塩 ・麺類のつゆを残す ・調味料は、かけずに「つけて」食べる</p>	<p>禁煙は、肺がんだけではなく、生活習慣病に対しても効果的です。</p>
--	--	---	---------------------------------------

国民健康保険被保険者証

医療費を少しでも抑えるため、次のことにご協力をお願いします。

- ・かかりつけ医をもちましょう。
- ・ハシゴ受診はやめましょう。
- ・医師には症状を正直に話し、指示や制限を守りましょう。
- ・注射や薬をねだるのはやめましょう。
- ・ジェネリック医薬品について医師・薬剤師に相談してみましょう。
- ・医療費に関心を持ち、医療費通知を健康管理に役立てましょう。

お買い物・ご用命は矢板市内で!

つじの郷 矢板

お買い物・ご用命は矢板市内で!

つじの郷 矢板